

議案第1号

沖縄県教育委員会規則の一部改正についての議決内容の一部変更について

平成29年第10回県教育委員会会議で第1号議案をもって議決された、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則に係る議決内容の変更案を別紙のとおり提出する。

平成29年10月19日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

平成29年第10回県教育委員会会議で第1号議案をもって議決された沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、幼稚部の通学区域の取扱いに関する規定を見直す必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1那覇学区の部大平特別支援学校の項中「石田」の次に「、城北、石嶺」を加え、同表島尻学区の部島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「、首里、城北及び石嶺」を「及び首里」に改め、同項中「石田」の次に「、城北、石嶺」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	
変更後	変更前
<p>沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成29年 月 日</p> <p style="text-align: center;">沖縄県教育委員会 教育長 平 敷 昭 人</p> <p>沖縄県教育委員会規則第 号</p> <p style="text-align: center;">沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1 那覇学区の部大平特別支援学校の項中「石田」の次に「城北、石嶺」を加え、同表島尻学区の部島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「首里、城北及び石嶺」を「及び首里」に改め、同項中「石田」の次に「城北、石嶺」を加える。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>	<p>沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成29年 月 日</p> <p style="text-align: center;">沖縄県教育委員会 教育長 平 敷 昭 人</p> <p>沖縄県教育委員会規則第 号</p> <p style="text-align: center;">沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1 那覇学区の部大平特別支援学校の項中「石田」の次に「城北、石嶺」を加え、同表島尻学区の部島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中「首里」を「及び首里」に改め、「城北、石嶺」を削る。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以降に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>

議決内容変更案の概要説明

部課名 県立学校教育課

- 1 件名
沖縄県教育委員会規則の一部改正についての議決内容の一部変更
- 2 変更の経緯及び必要性
平成29年第10回県教育委員会会議で第1号議案をもって議決された沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則においては、別表第1 島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育を行う幼稚部、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項中において幼稚部の通学区域については「城北、石嶺中学校区域」を加える必要があった。それにより、島尻特別支援学校の幼稚部の通学区域の取扱いに関する規定を見直す必要が生じた。
以上の理由により、沖縄県立特別支援学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則に係る議決内容の一部を変更する必要がある。
- 3 変更案の概要
 - (1) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の別表第1 大平特別支援学校の通学区域に「城北、石嶺中学校区域」を加える。同表島尻特別支援学校の通学区域から「城北、石嶺中学校区域」を削り、幼稚部にあっては「城北、石嶺中学校区域」を加える。
 - (2) この規則は、公布の日から施行する。〈附則〉
 - (3) この規則による改正後の沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に入学する者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。〈経過措置〉
- 4 関係各課等との調整状況
総務課と調整済み
- 5 添付資料
新旧対照表

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表		現	行
改正案		現	行
(学区)		(学区)	
第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。	第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。	第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。	第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。
別表第1（第2条関係）			
学区名	特別支援学校名	特別支援学校名	区域
那覇学区	大平特別支援学校	大平特別支援学校	宜野湾市（宜野湾市立宜野湾、嘉数及び真志喜中学校区域（宜野湾市立真志喜中学校区域にあっては宜野湾市立大謝名小学校区域に限る。）に限る。）、浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、松城及び安岡中学校区域に限る。）
島尻学区	島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育	島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学
那覇学区	大平特別支援学校	大平特別支援学校	久米島高等学校分教室にあっては、久米島町とする。
島尻学区	島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育	島尻特別支援学校（知的障害である幼児に対する教育	西原町、那覇市（那覇市立寄宮、古蔵、仲井真及び首里 中学

<p>を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</p>	<p>校区域に限る。）南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）与那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）</p>	<p>山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域に限る。）を加える。馬天小学校分教室（知的障害である児童に対する教育を行う小学部に限る。）にあつては、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）</p>
<p>を行う幼稚園、児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</p>	<p>校区域に限る。）南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）与那原町、南風原町、八重瀬町（八重瀬町立東風平中学校区域に限る。）豊見城市（豊見城市立長嶺中学校区域に限る。）</p>	<p>山、松島、真和志、石田、松城及び安岡中学校区域に限る。）を加える。馬天小学校分教室（知的障害である児童に対する教育を行う小学部に限る。）にあつては、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）</p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。